

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 福祉局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	35	男性	停職6月

イ 管理監督者

福祉局 副参事 戒告

(2) 事故の概要

事故者は、令和2年3月から同年4月までの間、療養する意思がないにもかかわらず、病気休暇を取得した。

また、事故者のものと分かるSNSアカウントにおいて、職場に対する誹謗中傷を行うなど不適切な内容の投稿を行った。

2 都市整備局職員の業務処理不適正事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

区分	職層	年齢	性別	内容
事故者A	副参事	59	男性	停職1月
事故者B	主事	55	男性	停職5日

イ 管理監督者

生活文化スポーツ局 参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者A及びBは、令和3年9月から同年12月までの間、契約手続きを経ることなく、委託業者に対して、契約外の業務を実施させた。

3 総務局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	27	男性	減給1/10・1月

イ 管理監督者等

スタートアップ・国際金融都市戦略室	副参事	戒告
総務局	主事	戒告
	主事	口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年3月6日、個人情報を含む文書を誤って作成するとともに、結果として当該文書を別の第三者に交付し、個人情報を流出させた。

4 発令年月日

令和6年5月22日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)